

# 総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

## 【特定利用空港・港湾の追加等】

- 今般、新たに**10 空港及び7 港湾（次ページ）**について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、確認事項（別添1）を確認するに至ったことから、これらの空港・港湾を「**特定利用空港・港湾**」に追加する。
- また、「道路」の取組については、**沖縄県及び北海道に加え、九州地方に所在する「特定利用空港・港湾」とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。**
- このため、「**運用・整備方針**」を一部改正する（別添2・3）。
- 引き続き、自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、インフラ管理者等との調整を進め、**本取組の更なる充実化を図る。**

## 【連絡・調整体制の構築】

- 令和7年8月の関係閣僚会議（第9回）において「特定利用空港・港湾」となった**3 空港及び1 港湾（注）**について、インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で**連絡・調整体制を構築した。**

（注） 空港：山口宇部空港、仙台空港、青森空港  
港湾：青森港

- 引き続き、関係者間で緊密に連携し、「**特定利用空港・港湾**」の円滑な利用に取り組む。

# 特定利用空港・港湾

特定利用空港：24空港

特定利用港湾：33港湾

(令和8年4月8日時点)

